熊本市認定農業者協議会規約

（目的）

第１条　本会は、熊本市認定農業者と熊本市担い手育成総合支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善はもとより女性の農業経営参画など農業・農村の活性化に資することを目的とする。

（名称）

第２条　本会は、熊本市認定農業者協議会と称する。

（組織）

第３条　本会は、熊本市における農業経営改善計画の認定を受けた農業者で、北部・飽田・供合広畑・天明・小山戸島・河内・西部・富合・城南・植木地区認定農業者協議会及び女性の会の会員をもって構成する。

（事業活動）

第４条　本会は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　認定農業者相互による情報交換及び連絡調整に関すること。

(2)　熊本市担い手育成総合支援協議会との連携・強化に関すること。

(3)　女性の農業経営参画（家族経営協定及び共同申請等の推進）に関すること。

(4)　その他目的達成に必要な事項に関すること。

（総代）

第５条　総代は、総代会及び臨時総代会に出席し、地区認定農業者協議会及び女性の会の声を反映させるものとする。

２　総代の任期は２年とし、各地区認定農業者協議会及び女性の会から１０名程度、選出されるものとする。但し、再任を妨げない。

（会議）

第６条　本会における会議は、総代会及び役員会とする。

２　役員会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長が議長となる。

（総代会の地位と構成並びに総代会の招集）

第７条　本会の最高議決機関は総代会とする。

２　総代会は、年１回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時に開催することが出来る。

３　総代会は、総代の過半数の出席で成立する。この場合において、委任状の提出をもって総代の出席に代えることができる。

４　総代会の議長は、開催の都度、総代の中から互選で決定する。

５　総代会における議決は、委任状の提出者を含む出席者の過半数の賛成により決するものとし、賛否同数の場合は議長が決定する。

（総代会に付議すべき事項）

第８条　総代会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1)　規約の改廃に関すること。

(2)　事業計画及び収支予算に関すること。

(3)　事業実績及び収支決算に関すること。
(4)　役員の承認に関すること。
(5)　その他総代又は役員が提案した事項

(役員)

第９条　本会に次の役員を置く。

(1)　会　長　　１人
(2)　副会長　　２人
(3)　会　計　　１人
(4)　書　記　　１人
(5)　運営委員　１５人
(6)　監　事　　２人

２　各地区認定農業者協議会は２名、女性の会は２名を役員として、それぞれ推薦するものとする。

３　役員の役職は、役員会の互選で決定し、総代会において承認を得る。

４　会長及び副会長が、任期途中に辞任する場合は、総代会の承認を得るものとする。ただし、特にやむを得ない場合はこの限りでない。

(役員の職務)

第 10 条　本会の役員の職務は次のとおりとする。

(1)　会長は、本会を代表し会務を総括する。
(2)　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
(3)　会計は、経理事務を処理する。
(4)　書記は、会議等の記録を取る。
(5)　運営委員は、本会の運営に関する事務を所掌する。
(6)　監事は、会計を監査する。

２　前項に掲げるもののほか、役員は総代会に出席するものとする。

(任期)

第 11 条　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

２　任期途中で欠けた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第 12 条　本会に相談役を置くことができる。

２　相談役は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

３　相談役は本会運営にかかわる助言を行う。

４　相談役の任期は、委嘱した会長の任期期間とする。

(経費)

第 13 条　本会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　熊本市負担金
(2)　JA 熊本市負担金
(3)　JA 熊本うき負担金
(4)　JA 鹿本負担金

(事務局)

第 14 条　本会の事務局は、熊本市農水局農業支援課内に置く。

（事業年度）
第15条　本会の事業年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。

（雑則）
第16条　この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が定める。
２　この規約の改廃は、役員会に承認を得なければならない。

附　則
この規約は、平成１８年５月２９日から施行する。
この規約は、平成１９年５月２９日から一部改正する。
この規約は、平成２０年５月２７日から一部改正する。
この規約は、平成２６年５月２９日から一部改正する。
この規約は、平成２７年６月　３日から一部改正する。
この規約は、平成２８年５月２４日から一部改正する。